

令和元年第3回市議会（定例会）  
付議案件綴及び同説明資料綴

（その1）

堺市

# 目 次

	頁
議案第 51 号 堺市介護保険条例の一部を改正する条例……………	3
報告第 7 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について……………	5

令和元年第3回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和元年5月24日  
堺市長職務代理者  
堺市副市長 中條 良一

議案第 51 号 堺市介護保険条例の一部を改正する条例

報告第 7 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

## 堺市介護保険条例の一部を改正する条例

堺市介護保険条例（平成 12 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 中「第 78 条の 2 第 6 項」を「第 78 条の 2 第 7 項」に改める。

第 10 条第 1 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、「第 1 号被保険者」の次に「（法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 2 項中「35,770 円」を「29,810 円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての令和元年度及び令和 2 年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「29,810 円」とあるのは、「47,300 円」と読み替えるものとする。

4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての令和元年度及び令和 2 年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「29,810 円」とあるのは、「57,630 円」と読み替えるものとする。

第 24 条中「前 4 条」を「第 20 条から前条まで」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の第 10 条第 2 項から第 4 項までの規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 30 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(議案第 51 号説明資料)

## 堺市介護保険条例の一部改正について

### 1. 改正の趣旨

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の一部改正を踏まえ、市町村民税世帯非課税者等である被保険者に係る保険料率の軽減措置について定めることとし、所要の改正等を行うものであること。

### 2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

## 地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

## 2 市長の専決事項の指定第3項による専決処分

(子ども相談所)

専決 番号	専 決 年月日	案 件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
27	31.4.17	和解について	<p>*****            **に係る損害賠            償金3,300,000円            及びこれに対す            る平成30年4月            24日から支払済            に至るまで年5分            の割合による金            員</p>	<p>大阪市阿倍野区*            *****            *****            *****</p>	<p>*****            *****</p>

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>1 被告は、原告らに対し、堺市子ども相談所をして、*****、*****、*****（以下「子ら」という。）の状態、保護者の状況をよく把握し、「児童の最善の利益」の観点から、子らの家庭復帰の実現を目指し、引き続き、子らへの援助並びに家庭環境調整及び保護者への援助を実施することを約する。</p> <p>2 原告らは、被告に対し、子らが多くの困難な課題を抱えていることを理解する努力をするとともに、堺市子ども相談所の助言指導に従い、「児童の最善の利益」の観点から、子らの家庭復帰の実現に努力することを約する。</p> <p>3 前二項の目的を達成するため、原告らと被告は、相互に、原告らと堺市子ども相談所が適宜の連絡・報告や面談を実施し、子らの状況を共有するなどしていくことを確認する。</p> <p>4 原告らはその余の請求をいずれも放棄する。</p> <p>5 原告らと被告は、原告らと被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p> <p>6 訴訟費用は各自の負担とする。</p>	<p>*****に係る損害賠償請求事件</p> <p>子どもたちの養親であるにも関わらず、子ども相談所は不合理な理由により面会交流権を違法に侵害したとし、本市に対し損害賠償金として金3,300,000円及びこれに対する平成30年4月24日から支払済に至るまで年5分の割合による金員の支払を求めて平成30年8月3日に本件訴訟を提起し、大阪地方裁判所で審理が続いていたが、今般、同裁判所から職権による和解勧告が出された。</p> <p>当該和解勧告の内容を検討した結果、これを受け入れることは妥当であると認められるので、当該勧告のとおり和解するものである。</p>



**令和元年第3回市議会（定例会）  
付議案件綴及び同説明資料綴（その1）**

---

令和元年5月 発行

**編集・発行** 堺市財政局財政部財政課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

---

堺市行政資料番号

1-B2-19-0091